

令和元年6月17日
政策経営部情報システム課

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

執行機関内において特定個人情報を利用することができる事務として、新たに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の実施に関する事務を加える。(別表第2関係)

3 施行期日

公布の日

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
26 区長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、年金給付関係情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による療養費の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で	26 区長	国民健康保険法による保険給付の支給、 <u>保険料の徴収又は保健事業の実施</u> に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、年金給付関係情報、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による療養費の支給に関する情報、江東区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で

		定めるもの
27 区長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)		

別表第3 (略)

		定めるもの
27 区長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、 <u>保険料の徴収又は保健事業の実施</u> に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
(略)		

別表第3 (略)